

## 飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画

令和2年4月28日 議会運営委員会決定  
一部改正 令和2年5月19日 議会運営委員会決定  
一部改正 令和2年9月8日 議会運営委員会決定

### 1 目的

この計画は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況にあつて、議会がその責務と役割を果たし続けるために必要な事項を定めることを目的として策定する。

### 2 発生段階区分

この計画は、長野県が定める感染警戒レベル及び、飯田市議会の議員が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、並びに飯田市議会の議員の家族が感染した場合、感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、等に区分して策定するものとする。

#### 長野県が定める感染警戒レベル

レベル	直近1週間10万人当たりの新規感染者数	アラート (警戒情報)	状 態
1		平常時	感染者の発生が落ち着いている
2	0.4人以上	注意報	感染が確認されており注意が必要
3	1.2人以上	警報	感染の拡大に警戒が必要
4	2.5人以上	特別警報	警戒が拡大しつつあり、特に警戒が必要
5	5.0人以上	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している
6		非常事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある

### 3 本会議(全員協議会・予算決算委員会全体会)関係

#### (1) 仮議長を選出

議長及び副議長が共に本会議に出席できないときは、地方自治法第106条第2項の規定により、出席議員の中から仮議長を選挙により選出する。

#### (2) 感染警戒レベルが2以上となった場合の対策

ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30分程度)で換気を行う。

イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長等のみとする。

ウ 報道機関者以外の傍聴者数は10名を上限とする。

エ 議場への入退出時に傍聴者等を含めて手指消毒を行う。

オ 入室前に体温計測を行い、入室時に37.5℃未満であることを確認する。

カ 発言は、マスクを着用するか、質問席もしくは演台で行う。

キ 質問席及び演題は、休憩ごとに拭き取り消毒を行う。

(3) 感染警戒レベルが5以上となった場合の対策

ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、全ての日程（現在中継していない日程を含め）をインターネット中継する。

イ 入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

(4) 議案の委員会付託が困難な場合の対策

議案の付託を行うべき委員会の定足数が満たない状況が見込まれる場合は、常任委員の所属変更による対応を行うか、議会運営委員会及び本会議での確認に基づき、委員会付託を省略して審議を行うことを検討する。

4 委員会(委員会協議会)・分科会関係

(1) 委員長の職務代行

ア 委員長及び副委員長が共に会議に出席できないときは、委員会条例第12条第2項の規定による。

イ 分科会の座長も同様とする。

(2) 感染警戒レベルが2以上となった場合の対策

ア ドアや窓を閉鎖せず、換気状態で開催するか、一定間隔(30分程度)で換気を行う。

イ 執行機関側出席者は、部長以上及び説明課長のみとし、他は自席又は隣室で待機して議題により入れ替わる。

ウ 報道機関以外の傍聴者数は、4名程度を上限とする。

エ 入退出時に傍聴者等を含め手指消毒を行う。

オ 入室前に体温計測を行い、入室時に37.5℃未満であることを確認する。

カ 発言時のマスク着用を義務付ける。

(3) 感染警戒レベルが5以上となった場合の対策

ア 報道関係者以外の傍聴の自粛を要請し、委員会及び委員会協議会のインターネット中継を行う。

イ 入室時に検温を行い、37.5℃以上の場合は、入室を禁止する。

5 飯田市議会災害等対策会議関係

(1) 議長は、飯田市議会災害等対策指針に基づき、飯田市議会災害対策会議を設置し、必要に応じて会議を招集する。

(2) 議長は、災害対策会議において必要な対応等を協議する。また議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案を行う。

(3) 議長は、飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び飯田市議会災害対策会議の決定事項等、必要な情報を速やかに全議員に周知を図る。

(4) 各議員は、飯田市公式ウェブサイト等で公表される情報の確認に努める。

(5) 議長は、各議員が収集した市民からの要望、質問等を取りまとめ、必要な対応を行う。

(6) 各議員は、収集した市民からの要望、質問等は議会事務局を窓口とし、担当部局へ直接連絡を行うことを自粛する。

(7)議長は、必要に応じ災害対策会議を、情報通信機器を活用したオンライン会議の方法により開催することができる。

## 6 議員及び家族等の健康状況による対応

### (1) 一般的事項

ア 議員は毎日検温し、発熱している場合は、議員活動を行わない。(本会議及び委員会への出席も行わない。)また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合も、外出をせず自宅で療養する。

イ 議員又は議員の同居者に健康状態の異変があった場合の対応は、「別表」を基本とする。

### (2) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者発生時における対応事項

ア 議員又は議員と同居する者が下記に該当する場合は、保健所の指示に従うほか飯田市議会災害対策会議において対応を検討する。

(ア) 議員又は議員と同居する者が感染者と判定された場合。

(イ) 議員又は議員と同居する者が濃厚接触者として保健所等から判断された場合。

(ウ) 上記以外で、保健所から自宅待機等の指示があった場合。

(エ) 議員又は議員の同居者が感染又は濃厚接触者となった場合の対応は、「別表」を基本とする。

### イ 発生時における対応

(ア) 感染者又は濃厚接触者が発生した場合は、過去 14 日以内に議会棟等の庁舎(議場、委員会室、会派室、事務室等)への出入の有無を確認する。

(イ) 出入があった場合は、その部屋の使用を中止し、保健所の意見も踏まえつつ必要な範囲の消毒を行う。

(ウ) 消毒作業は、基本的に専門業者に依頼することとするが、緊急に消毒が必要な場合は、可能な範囲で事務局において最低限の消毒を行う。

### (3) 新型コロナウイルス感染症対策のより一層の徹底

#### ア 手洗い・咳エチケットの徹底

日常的に手洗い・咳エチケットを徹底する。また、本会議・委員会等では入口に設置している消毒液での手指消毒を行う。

#### イ マスクの着用

議員や執行機関側の職員は、本会議や委員会においても、躊躇なくマスクを着用できるよう、発言者を含めて会議出席中の着用を妨げない。

#### ウ 会議等での適切な換気について

現在、会議室等はロスナイによる空調管理を実施しているが、大人数が長時間使用する場合は適宜、窓や扉を開けて換気を行う。(30分に1回程度)

エ 傍聴者対応について

傍聴者においても、傍聴受付の際にチラシの掲示により手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、消毒液の積極的な使用を呼びかける。ホームページでは、体調不良を感じている方には、予め傍聴を自粛いただく旨を呼びかけるとともに、本会議や委員会のインターネット中継について周知していく。

オ 他都市への行政視察等について

(ア)他都市への行政視察や議員活動などについては、相互の生活圏における感染状況等を見極めたうえで、慎重な判断を行う。

(イ)他都市からの行政視察等の受け入れについても、相互の生活圏における感染状況等を見極めたうえで、慎重な判断を行う。

カ 宴席等について

(ア)三密の状況になりやすい、飲食を伴う宴席等の開催及び出席については、慎重な判断を行う。

(イ)感染した場合は、発症前後の行動履歴が調査されることとなるため、感染拡大防止を意識した行動に常に努める。

キ 発熱した場合は、議員活動が制限されることとなるため、定例会中及び開会日 14 日前からの健康管理には特に留意する。

別表

区 分		会議への出席	事務局への報告	災害対策会議での対応の検討	情報公開(氏名)
本人が感染(陽性)		×	○	○	○
本人が濃厚接触者又は同居者が感染		×	○	○	×
同居者が濃厚接触者		×	○	○	×
本人に感染の疑い		×	○	○	×
同居者に感染の疑い		×	○	○	×
本人	息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合	×	○	×	×
	発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合	×	○	×	×
	倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合	×	○	×	×
同居者	息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合	×	○	×	×
	発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合	×	○	×	×
	倦怠感や味覚または臭覚の異常がある場合	×	○	×	×

※「感染の疑い」とは、医師から PCR 検査等の必要性の指示があった場合などをいう。